

柔道整復師の施術を受けられる方へ

整骨院や接骨院で施術を受ける場合、すべての傷病に対して組合員証や被扶養者証（以下、「組合員証等」）が使用できるわけではありません。対象の傷病をご理解のうえ、負傷の原因を正しくお伝えし、適正受診にご協力ください。

組合員証等が使用できる場合	
<ul style="list-style-type: none">•骨折•脱臼•打撲•捻挫（肉ばなれを含む）	<p>※緊急の場合を除き、医師の同意が必要です。</p> 
組合員証等が使用できない場合	
<ul style="list-style-type: none">•単なる肩こり•筋肉疲労、肉体疲労•慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用•勤務中や通勤途中での負傷 <p>等</p>	

※交通事故等による第三者行為によって負傷された場合は、保健課までご連絡ください。